



第6期介護保険事業計画と 地域包括ケアシステムの構築

「地域包括ケアシステム構築」は平成27年度からの第6期介護保険事業計画の重点となっております。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で支援が必要になっても安心安全に住み続けられるため、保健・医療・福祉・介護・生活支援等により高齢者をまるごと支える仕組みです。

このような仕組みを構築するため、白鷹町では白鷹町地域ケア会議を開催し、個別事例の課題をさぐり支援方法等を検討しています。

会議名	個別ケア会議	地区別ケア会議	事業所ケア会議	代表者ケア会議
目的	・個別課題の解決 ・地域課題の把握 ・地域包括支援ネットワークの構築等	個別ケア会議で出た個別課題や地域課題について検討を行う	個別ケア会議で出た個別課題や地域課題について検討を行う	今までの会議で出た地域課題の情報共有と社会資源開発の検討を行う
参加者	保健・医療・介護・福祉等の専門職	地域の代表・高齢者支援の代表・行政(健康福祉課)等	病院・介護サービス事業所・行政(保健所・総合支庁福祉課・健康福祉課)等	地域・保健・医療・介護・福祉サービス等の代表・行政(健康福祉課)等

■認知症に関する相談・問い合わせ

健康福祉課地域包括支援セ

ンター ☎86-0112

障がい者を虐待から守りましょう！

障害者虐待防止法って どんな法律？

障害者虐待防止法は、虐待によつて障がいの権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障がいの者の安定した生活や社会参加を助けるため、みんなで障がいの者の虐待の防止に取り組みしましょう。

障がい者虐待は 次の3種類です

- ◇養護者（家族）による障がい者虐待
- ◇障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待
- ◇使用者（事業主や同僚）による障がい者虐待

どんなことが虐待なの？

- ◇身体的虐待：障がいの者の身体に暴行を加えたり、正当な理由がなく障がいの者の身体を縛るなど身動きのとれない状態にすること。
- ◇性的虐待：障がいの者に無理

やりわいせつなことをしたり、させたりすること。

◇心理的虐待：障がいの者に対する暴言や拒絶するなどの対応、不当な差別や言動により精神的な苦痛を与えること。

◇放棄・放任：障がいの者を放置して、食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどせずに衰弱させること。また、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないこと。

◇経済的虐待：本人の同意なしに障がいの者の財産や年金、賃金などを使うこと。また、障がいの者に理由なく金銭を与えないこと。

虐待に気づいたら すぐに通報してください

障がいの者虐待に気づいた人は行政の担当窓口へ通報する義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が虐待されている障がいの者だけではなく、虐待している家族などが

抱える問題の解決にもつながります。

通報や届出をした人の 情報は守られます

虐待の通報や届出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、町職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。匿名による通報も受け付けます。



健康福祉課福祉係 ☎86-0214

■障がいの者の虐待に関わる届出や通報・支援の連絡先